

## 委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	廃棄物減量推進課
委 託 業 務 名	一般廃棄物（枝葉付き剪定枝等）処理業務
委 託 業 務 場 所	大津市大石曾束町字大田 1092 番地 大田廃棄物最終処分場
概 要	河川、道路、公園等の公共施設の維持管理や造園業等の事業に伴って生じた枝葉付きの剪定枝約 616t を収集・運搬し、破砕処理後、木質バイオマスによる再生可能エネルギーとして利活用されることを実践することにより、枝葉付きであっても燃料となり得るという処理実験を行う業務
契 約 期 間	令和3年4月1日 から 令和4年3月31日 まで
契 約 年 月 日	令和3年4月1日
契 約 金 額	13,552,000 円（年間予定額）
契 約 の 相 手 方	〔所在地〕 滋賀県米原市大野木 1751 番 5 号 〔名 称〕 山室木材工業株式会社
契 約 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>当事業を業務委託するに当たっては次の点を満たす必要がある。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 年間約 620 t の枝葉付き剪定枝を破砕処理できること。</li> <li>(2) 破砕処理により生成された木質チップを自社又はグループ会社において木質バイオマス発電において確実に利用することができること。</li> <li>(3) 市が徴収する廃棄物処理手数料である 180 円/10kg（税抜き）と同価格程度で運搬、処分が行えること。</li> <li>(4) 自社の車両による収集運搬と破砕処理が一体的にできること。</li> <li>(5) 処理施設の存する市町村との間で、廃棄物処理法や条例に基づく協議が整うこと。</li> </ol> <p>山室木材工業株式会社はこれらの条件を全て満たす唯一の業者である。</p> <p>備考：大津市では、焼却処理施設の建替えに伴い、剪定枝の処理</p>

	<p>が困難な状況であるため、破碎処理による燃料化といった再生利用処理についても模索しているところである。しかしながら、枝葉付き剪定枝の再生利用については、堆肥化処理以外の手法に難色を示す事業者が多数であり、大津市では実践できていない状況であった。</p>
<p>根 拠 規 程</p>	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項</p> <p>② 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p> <p>(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p> <p>(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。</p> <p>(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</p>

- (注意)
- 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。
  - 2 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号を根拠とする政策随意契約については、別途公表をしています。